

協議体制

県

連携

市町村

熊本県
国民健康保険運営協議会

報告
審議

国保運営方針

事業費納付金等の算定

市町村
国民健康保険運営協議会

報告等

連携会議

- 【目的】 国保運営方針に基づく事項について協議等を行う。
- 【構成】 市町村の国保主管課長、国保連合会、県（国保・高齢者医療課、健康づくり推進課）オブザーバー（県市長会、県町村会）等
- 【頻度】 4回程度開催（目安：5月、8月～9月、12月、3月）

報告等

検討部会

- 【目的】 各部会において、事柄に応じた協議等を行い、連携会議に報告する。
- 【構成】 市町村の国保・国保税主管課担当者（原則1年以上の業務経験のある者）、国保連合会、県（国保・高齢者医療課、健康づくり推進課）等で10人程度（3部会を除く）
- 【頻度】 2回程度（協議テーマの状況次第）

財政調整・保険料（税）部会
（1部会）

【協議テーマ（予定）】

- ・ 現行運営方針の暫定評価、次期改定案（全体管理・所管項目）
- ・ 保険料水準の統一
- ・ 保険料（税）の減免基準統一 等

資格・保険給付適正化部会
（2部会）

【協議テーマ（予定）】

- ・ 資格、給付事務の標準化・広域化（一部負担金の減免基準統一等）
- ・ 第三者行為求償
- ・ レセプト点検の充実強化
- ・ 県繰入金2号分 交付メニューの検討
- ・ 現行運営方針の暫定評価、次期改定案（所管項目）等

医療費適正化・保健事業部会
（3部会）

【協議テーマ（予定）】

- ・ 医療費適正化に関すること
- ・ 特定健診・特定保健指導の効果的・効率的な実施方法
- ・ 県繰入金2号分 交付メニューの検討
- ・ 現行運営方針の暫定評価、次期改定案（所管項目）等

(参考) 国保制度改革後の国保財政の仕組み

